

日中金融協力の解説と今後の展望



野村資本市場研究所 北京首席代表

関根 栄一

1. 日中首脳会談での 日中金融協力合意

(1) 日中首脳会談の金融面の成果

2011年12月25日、野田佳彦総理は、就任後初めて中国を訪問し、温家宝総理との間で日中首脳会談を行った。今回の首脳会談では、政治・外交面での日中連携強化が注目される一方で、日中経済関係についても意見が交わされた。特に金融面では、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化が合意されたことが最大の目玉である。

〈目次〉

1. 日中首脳会談での日中金融協力合意
2. 日中金融協力合意の民間部門にとつての意義と課題
3. 日中金融協力合意のこの半年間の成果
4. 人民元オフショア市場を巡る国際間競争

(2) 日中金融協力合意の内容

首脳会談後に発表された日本の財務省と中国の中国人民銀行の各コミュニケによれば、日中両国間の拡大する経済・金融関係を支えるため、日中両国首脳は、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意した（日中金融協力合意）。さらに、これらの発展は市場主導で進められるとの原則に留意しつつ、具体的に以下の分野で協力するとした（図表1）。

① 両国間のクロスボーダー取引における 円・人民元の利用促進

金融協力の柱の一つ目が、両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進である。このため、第一に、円建て・人民元建ての貿易決済を促進し、両国の輸出入者の為替リスクや取引コストを低減するとした。第二に、日系現地法人向けをはじめとする、日本から中国本土への人民元建て直接投資の

(図表 1) 日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化 (ファクト・シート)

前文	日中両国間の拡大する経済・金融関係を支えるため、日中両国首脳は、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意した。これらの発展は市場主導で進められるとの原則に留意しつつ、具体的に以下の分野で協力。
協力項目	(1) 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進 ・円建て・人民元建ての貿易決済を促進し、両国の輸出入者の為替リスクや取引コストを低減 ・日系現地法人向けをはじめとする、日本から中国本土への人民元建て直接投資
	(2) 円・人民元間の直接交換市場の発展支援
	(3) 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援 ・①東京市場をはじめとする海外市場での日本企業による人民元建て債券の発行 ②パイロットプログラムとしての、中国本土市場における国際協力銀行による人民元建て債券の発行 ・日本当局による中国国債への投資に係る申請手続きを進める
	(4) 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展促進
	(5) 上記分野における相互協力を促進するため、「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置
その他	このほか、日中両国首脳は、チェンマイ・イニシアティブにおける危機予防機能の導入及び危機対応機能の更なる強化など、ASEAN+3で進められている金融協力の強化に向けた取組みを加速することに合意した。

(注) 協力項目(4)中の「慫慂(しょうよう)」とは、推進・促進の意。

(出所) 財務省、中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

利用を促進するとした。

② 円・人民元間の直接交換市場の発展支援

金融協力の柱の二つ目が、円・人民元間の直接交換市場の発展の支援である。

③ 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援

金融協力の柱の三つ目が、円建て・人民元建て債券市場の健全な発展の支援である。このため、第一に、東京市場をはじめとする海外市場での日本企業による人民元建て債券の発行を支援するとした。同時に、パイロットプログラムとしての、中国本土市場における国際協力銀行(JBIC)による人民元建て債券の発行を支援するとした。第二に、日本当局による中国国債への投資に係る申請手続きを進めるとした。

④ 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展促進

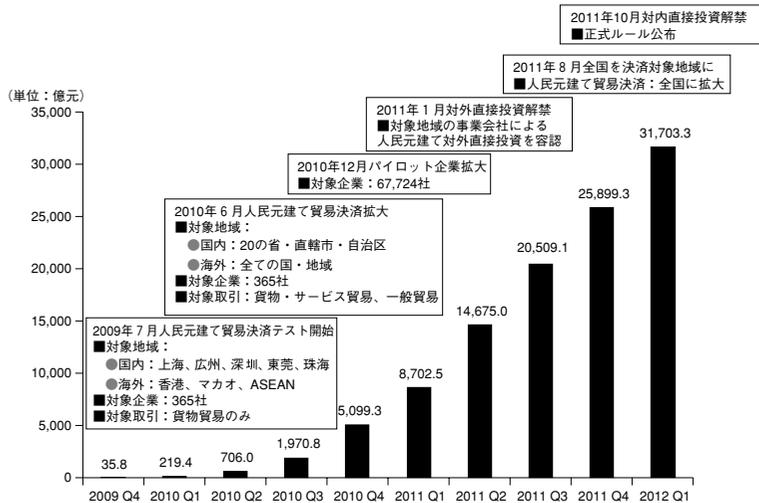
金融協力の柱の四つ目が、海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展を促進することである。

⑤ 「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置

金融協力の柱の五つ目が、上記分野における相互協力を促進するため、「日中金融市場の発展のための合同作業部会」(合同作業部会)を設置することである。

合同作業部会の中国側メンバーは、中国人民銀行、その他関係当局、日本側メンバーは、財務省、日本銀行、金融庁となる。また、民間のニーズを前提に、当局として対応すべき規制・慣行上の制約の有無を検証・協議することとした。

(図表2) 人民元建て貿易決済金額(累計)と規制緩和



(出所) 中国人民銀行、各種資料より野村資本市場研究所作成

2. 日中金融協力合意の民間部門にとっての意義と課題

(1) 日本企業にとっての貿易・投資面での利便性の向上

① クロスボーダー人民元取引の拡大の現状

今回の金融協力合意によって、日本企業が、貿易や投資面で人民元を使ってクロスボーダー取引を容易に行えるようになることが期待される。

最初に貿易面について見てみると、中国では、2009年7月から人民元建て貿易決済が試験的に解禁され、2010年6月には、貿易決済の相手先は全ての国・地域に解禁された。また、中国本土の決済対象地域は、2011年8月

に全ての省・直轄市の企業に拡大された(図表2)。2009年7月以降、2012年3月末までの累計の人民元建て貿易決済金額は3兆1,703億元となっている。また、2011年の人民元建て貿易決済金額は2兆800億元(3,301億ドル相当)で、同年の貿易総額3兆6,421億ドルの約9.06%を占めた。

次に投資面について見てみると、中国では、人民元建て貿易決済の増加とともに、人民元を中国本土に還流するための手段の一つとして、人民元建て対内直接投資が試験的に行われてきた(注1)。但し、この試験期間においては、地方によって認可を巡る解釈や運用に違いが見られたため、2011年8月16日の中国国务院・李克強(Li Keqiang)副総理の香港スピーチを機に、同年10月14日から商務部及び中国人民銀行が施行した新たな法令が施行

(図表3) 点心債の発行体の多様化と発行金額

年	発行体		発行金額 (億元)
	居住者	非居住者	
2007年	政策性銀行(中国開銀、中国輸銀) 国有商業銀行(中国銀行ほか)	—	100
2008年	政策性銀行、国有商業銀行	—	120
2009年	中国政府(財政部) 政策性銀行、国有商業銀行 外資系銀行(HSBC、東亜銀行)	—	160
2010年	中国政府(財政部) 政策性銀行、国有商業銀行	事業会社(香港ホープウェル、米マクドナルドほか) 金融機関(UBS、ANZ)	357.6
2011年	中国政府(財政部) 政策性銀行、国有商業銀行 事業会社(宝鋼集団)	国際金融機関(世界銀行、IFC、アジア開発銀行) 政府系金融機関(韓国輸出入銀行) 事業会社(台湾・永豊余、フォルクスワーゲンほか) 金融機関(ICBC Asia)	1,079

(出所) 香港SFC、中国銀行間市場交易商協会『中国債券市場発展報告2011』、各種資料より野村資本市場研究所作成

されている。2011年の人民元建て対内直接投資金額は907.2億元(144億ドル相当)で、同年の投資総額1,160.11億ドルの約12.4%を占めた。

② 鍵となる東京市場への人民元供給ルートの開拓

香港では、2004年から人民元預金が解禁され、前述の人民元建て貿易決済でも中国銀行(香港)が中国人民銀行から唯一のクリアリング(清算)銀行として指定され、中国本土から香港に人民元を供給するルートが確保されている。いわゆる香港人民元オフショア市場である。また、人民元建て貿易決済の主要な相手先は香港で、香港での人民元預金の増加にも結びついている(2012年3月末時点で5,543億元)。

今回の日中金融協力合意によって、この香港人民元オフショア市場に加え、東京市場も使った利用ルートが確保されるようになれば、日本企業による人民元利用も進むことになろう。

そのためには、香港市場ないし中国本土から東京市場に流れる人民元の供給が円滑に進む必要がある。こうした東京市場への人民元供給に対し、①日本の金融機関がどこまで関与できるか、②中国本土の金融当局による在京の金融機関にクリアリング銀行のライセンスが付与されるかが、今後の課題である。

(2) 人民元建て資金調達ルートの開拓・拡大

① 日本の企業・金融機関による香港市場での人民元建て起債実績

香港では、2007年から中国本土の発行体に人民元建て債券の発行が解禁されている(図表3)。続いて2009年10月には、中国財政部による人民元建て国債が発行された。さらに2010年7月からは、人民元建て貿易決済の拡大を図る中国本土・香港間の合意により、外国企業や外国金融機関にも人民元建て債券の発行が解禁された。

こうした人民元建て債券は、「ユーロ人民

(図表4) 点心債発行に関わる日本の企業・金融機関

発行者	発行日	償還日	期間 (年)	発行枠 (億円)	発行金額 (億円)	発行金利 (%)	ブックランナー
オリックス	2011年3月15日	2014年3月24日	3	4	4	2.00	ANZ、みずほ証券、スタンダード・チャータード銀行、BNPパリバ、實盛証券
三菱UFJリース	2011年3月31日	2013年4月8日	2	2	2	1.65	モルガン・スタンレー
東京センチュリーリース	2011年4月20日	2014年4月28日	3	2	2	2.70	みずほ証券、UBS
銀泰百貨	2011年7月9日	2014年7月19日	3	16	16	4.65	野村証券、Citi、ICBC Asia
三井住友ファイナンス &リース	2011年9月1日	2013年9月8日	2	2	2	2.50	ゴールドマン・サックス
	2011年9月1日	2014年9月8日	3	3	3	3.00	
韓国輸出入銀行	2011年11月1日	2012年11月1日	1	2	2	2.10	野村証券
Lafarge Shui ON Cement	2011年11月9日	2014年11月14日	3	15	15	9.00	Citi、HSBC、三菱UFJ証券、スタンダード・チャータード銀行
オリックス	2011年11月22日	2014年11月29日	3	5	5	4.00	スタンダード・チャータード銀行、BNPパリバ、ANZ、 クレディ・アグリコル、大和証券キャピタル・マーケット、みずほ証券
三井物産	2012年2月23日	2017年3月1日	5	5	5	4.25	HSBC
三菱UFJリース	2012年2月24日	2015年3月2日	3	3	3	3.60	Citi、BNPパリバ、モルガン・スタンレー
日立キャピタル	2012年3月15日	2015年3月22日	3	5	5	3.75	HSBC

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

元債」と呼ばれる一方で、2010年8月のマクドナルドによる発行をきっかけに、香港を代表する飲茶(ヤムチャ)を意味する「点心債」(Dim Sum Bond、ディムサムボンド)の愛称の方も親しまれている。点心債を含む香港での人民元建て債券の発行は、2007年は100億元、2008年は120億元2009年は160億元と増加してきたが、同年の人民元建て貿易決済の解禁とともに、2010年には358億元、2011年は1,079億元が発行されている。点心債は、日本の企業・金融機関にも発行事例が出始めており、日本の金融機関による引受実績もある(図表4)。

② 東京市場での人民元市場の厚みや流動性の確保が課題

日本の企業・金融機関による人民元建て債券の発行の増加は、資金需要のある中国本土向けの人民元建て対内直接投資を促進することに寄与しよう。特に、身近な東京市場で人民元による起債が行われれば、日本の企業・

金融機関にとっても、人民元使用の利便性が高まることになろう。一方、東京市場を使って起債する場合、①東京市場で人民元を保有する投資家をどのように確保するのか、②東京の人民元市場の厚みや流動性によっては、香港等の海外からどのように投資家を呼び込むのか、が課題である。

東京での人民元による起債の観点からは、東京市場の人民元の原資が増加する必要がある。そのためには、第一に、東京市場での人民元建て貿易決済の促進、特に中国企業が日本から製品・サービスを購入する場合、その見合いの決済代金を日本企業が人民元建てで受け入れることが重要となる。第二に、投資家の人民元口座の開設が制度上の制約が無く行われる必要がある。第三に、発行制度に関しては、香港市場での人民元建て債券の発行規制や情報開示制度を検討・比較し、東京市場での発行体にとっての利便性や投資家保護との調和を図る必要がある。

③ 期待される中国本土市場での 人民元建て債券の発行体の多様化

中国本土市場で、非居住者が発行する人民元建て債券は、「パンダ債」と呼ばれる（日本の「サムライ債」に相当）^(注2)。2005年2月、中国人民銀行、財政部、国家發展改革委員会、中国証券監督管理委員会（証監会）の連名で「国際開発機構の人民元建債券の発行管理暫定弁法」が公布され、同年10月にはアジア開発銀行（ADB）が10億元、国際金融公社（IFC）が11.3億元を発行している。その後、2006年11月にIFCが8.7億元、ADBが10億元を発行しているが、これらの4本以外にその後の発行実績はない。

中国本土の銀行間債券市場では、居住者として、2010年5月に三菱東京UFJ銀行が10億元の金融債を、同年10月に上海GM自動車金融会社が15億元の金融債を発行しているが、これら以外の外資の発行体の実績は日中金融協力合意までは皆無であった。

このため、日本の政府系金融機関である国際協力銀行（JBIC）によるパンダ債の発行は、中国の債券市場の発行体の多様化を促し、居住者にせよ非居住者にせよ、外国の民間部門の中国本土市場での起債の呼び水となることが期待される。一方、非居住者の人民元建て債券発行には、上述の暫定弁法上の発行条件、資金用途、情報開示、採用会計基準等の技術的課題を洗い出し、一つずつ解決していくプロセスが今後必要となろう。

(3) 外国人投資家による中国国債市場 への参画

① 中国本土の国債市場

中国の本土市場では、1978年の改革開放政策後の1981年から国債の発行が再開され、2011年は発行再開30周年に当たっている。中国の国債には、記帳式国債、証書式国債、貯蓄国債の三種類がある。また、中国の国債のプライマリーの発行市場には、中国人民銀行が管理する銀行間債券市場と証監会が管理する取引所市場とがあり、ほとんどが銀行間債券市場で発行・流通されている。

2011年の銀行間債券市場の記帳式国債・貯蓄国債は、1兆3,998億元（約17兆円）が発行された。2011年末時点の発行残高は6兆7,839億元（約83兆円）となっている^(注3)。

② 日本政府による中国国債購入の意義

今回の日中金融協力合意に基づく日本政府による中国国債の購入は、中国本土の機関投資家や外国人投資家の参入の呼び水となり、中国の債券市場の発展にもつながることが期待される。また、外国人投資家の参入によって、クロスボーダーの人民元建て証券取引が行われるようになれば、日本の金融資産の運用の選択肢の増加につながることも期待されよう。

中国本土の債券市場で外国人投資家が国債を購入する場合、二つのスキームがある。一つは、2002年に導入された外国人投資家としてのQFII（Qualified Foreign Institutional Investors、適格外国機関投資家）制度であ

る。QFII制度の下では、証监会から認可を受けた海外の運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行、年金基金などの機関が、国家外為管理局（SAFE）から認められた運用枠（金額）の範囲内において中国国内の証券（上場株式、上場債券、投資信託など）に投資をすることが可能となっている。

もう一つは、銀行間債券市場での購入スキームである。2010年8月17日、中国人民銀行は、①海外の中央銀行、②香港・マカオ地区の人民元業務クリアリング銀行（中国銀行）、③人民元建て貿易決済を扱う海外の銀行に対し、中国本土の銀行間債券市場での運用を解禁した。同時に、中国本土の銀行間債券市場での運用に当たっては、中国人民銀行からのライセンスと運用枠を取得する必要がある。

日本政府がいずれのスキームを使うにせよ、中国本土の債券市場が段階的に外国人投資家に開放されていく一つのステップとなる。

（4）人民元建て運用商品の増加

上記のような、貿易・投資、債券市場の活性化に伴い、人民元建て金融商品・サービスへのニーズや供給も増えていくことにつながろう。その際、日中両国で、商品・サービスの開発に向けた規制・慣行上の制約が存在する場合は、その解決に向けて、合同作業部会の役割が重要となる。

金融協力合意のうち、円・人民元間の直接交換市場の創設は、中国の人民元為替レート制度の問題とも絡むため、中国の為替制度改

革のペースや内容を確認しながら進められていくこととなる。

また、中国本土の為替市場では、中国人民銀行が毎営業日、人民元為替レートの中間値を公表しているが、2010年8月19日には、既存の主要通貨である米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、香港ドルに加え、マレーシアのリンギットが加えられた。続いて同年11月22日にはルーブルが、2011年11月28日には豪ドルとカナダドルが加えられた。現在の円・人民元間の為替レートは、米ドルを媒介通貨として決定されているが、円・人民元を直接交換するとした場合、前述のように直接交換が行われている通貨の人民元為替レート形成の現在の仕組みを十分に調査し、理解するところから始まるといえるだろう。

■ 3. 日中金融協力合意の この半年間の成果

2012年12月25日の日中金融協力合意後、この半年間で、日本の企業・金融機関に関する個別実績や、広く中国の規制緩和による実績が出始めている。日中金融協力合意に関する下記のこの半年間の成果は、資本取引自由化の加速を模索する中国人民銀行（周小川総裁）や国家外為管理局（易綱局長）、証监会（郭樹清主席）の動きとも連動していることが特徴でもある。

(1) 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進

人民元建て貿易決済については、2012年3月2日、中国人民銀行を含む6部門が「輸出貨物貿易の人民元建て決済試行企業の管理の問題に関する通知」を発表し、2012年8月の中国本土内の全地域に拡大された人民元建て貿易決済について、対象企業を、貿易許可を有する全ての企業に拡大し、輸出企業にも人民元建て貿易決済が全面的に解禁されることとなった。

(2) 円・人民元間の直接交換市場の発展支援

円・人民元間の直接交換市場の発展のためには、人民元為替相場形成メカニズムの柔軟化が重要である。その一環として、中国人民銀行は2012年4月14日、人民元の対ドル為替相場の1日の変動幅を同月16日より0.5%から1%に拡大すると発表した。変動幅の拡大は、2007年5月以来、約5年ぶりとなった。

(3) 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援

① 人民元建て債券発行

前掲(図表4)の通り、香港市場で、三井物産、三菱UFJリース、日立キャピタルによる点心債が発行されている。

また、中国本土市場では、三菱商事の中国現地法人が銀行間債券市場で5億円のCPを発行したり(2012年1月)、みずほコーポレート銀行の中国現地法人が同市場で10億円の

金融債を発行している(同年4月)。

② 日本政府による中国国債の購入

2012年3月13日午前、安住財務大臣は、閣議後の記者会見で、2011年12月25日の日中首脳会談で合意した日本政府による中国国債購入について、2012年3月8日に中国当局が650億元(約103億ドル)の購入枠(=運用枠)を認可したことを明らかにした。

日本政府以外では、2012年4月23日、世界銀行は、中国人民銀行を代理人とした銀行間債券市場での投資協定を中国人民銀行と締結した。また、韓国銀行は、同年4月27日、同月24日から中国銀行間債券市場での運用を開始したと発表した。同行は同年1月に銀行間債券市場での運用ライセンスを取得し、200億元の運用枠を得ている。また、QFIIでも、本年3月に3億ドルの運用枠を取得している。

(4) 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展促進

2012年4月3日、QFIIの中国全体の運用枠については、証監会は、新たに500億ドルの運用枠を設定し、既存の300億ドルと合わせ、計800億ドルとすることを発表し、新たな進展が見られた。また、日中金融協力合意の直前ではあったが、香港の人民元資金を中国本土に還流するための対内証券投資制度であるRQFII(人民元建て適格外国機関投資家)制度が2011年12月に解禁され、当初運用枠と

して200億元が設定されていたところ、やはり2012年4月3日、証監会は、新たに500億元の運用枠を設定し、既存の200億元と合わせ、計700億元とすることを発表した。

うち、QFIIについては、2012年2月に明治安田生命アセットマネジメントと三井住友銀行が、同年3月に東京海上アセットマネジメント投信と岡三アセットマネジメントが、同年4月にみずほ投信投資顧問がそれぞれ新規のライセンスを取得している。また、QFIIの運用枠については、2012年5月4日に三井住友銀行が新規1億ドル、第一生命保険が増額0.5億ドル（計2.5億ドル）を得ている。日本勢のQFIIの新規ライセンスは、2011年は新光投信一社だけであったことから考えると、QFIIの規制緩和は全体でも個社でも大きく加速している。さらに2012年5月には、三菱東京UFJ銀行の中国現地法人が、QFIIのカストディアン資格を取得している。

銀行間債券市場では、みずほコーポレート銀行が、日本の銀行として初めてオフショア（日本）から中国の銀行間債券市場で投資を実行したことを明らかにしている（2012年3月28日）。

(5) 「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置

2012年2月20日、日中金融協力合意を受けた「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の第1回会合が開催された。

■ 4. 人民元オフショア市場を巡る国際間競争

(1) 活発なロンドンの動き

今回の金融協力合意の背景には、国際化を進める人民元を取り込もうとする国際的な市場間競争も指摘できる。日本（東京）以外の都市・地域でも、人民元オフショア取引やオフショア市場創設の動きが既に始まっている。特に活発なのがロンドンの動きである。

2011年9月8日、ロンドンで開催された第4回英中経済財政金融対話において、英国・オズボーン財務相と中国・王岐山副総理との間で、シティでの人民元取引を議論している。続いて、2012年1月16日、英国・オズボーン財務相の香港訪問時に、英国財務省と香港金融管理局（HKMA）との間で、HSBC、スタンダードチャータード銀行、ドイツ銀行、パークレイズ銀行、中国銀行（BOC）の香港・ロンドンの代表から構成されるロンドン—香港間のオフショア人民元業務に関する民間共同フォーラム^(注4)の設置が合意された。また、同時に、ロンドンでの人民元オフショア取引を実現するために、香港の人民元為替取引の終了時間を午後6時30分から午後11時30分に繰り下げ、ロンドン市場と香港市場の開設時間がオーバーラップするようにし、香港での為替取引時間は従来の10時間から15時間に延長された。

続いて、2012年4月18日、HSBCは、ロン

ドンで人民元建て社債を発行したと発表した。同時に、ロンドン市は“London: a center for renminbi business”^(注5)(ロンドン人民元ビジネスセンター構想)を公表し、ロンドンを香港や他の金融センターを補完する国際的な人民元ビジネスの「西洋におけるハブ(western hub)」にするという戦略的な構想を明らかにした。同構想の推進主体は、上記民間共同フォーラムの5行で、これをロンドン市が後押しする仕組みとなっている(City of London initiative on London as a center for renminbi business)。また、同構想には、英国財務省、イングランド銀行、英FSAがオブザーバーとして参加している。

(2) 東京でのオフショア人民元取引の行方

日中金融協力合意では、今回発表したロンドン市の構想のように「(東京市場で)人民元オフショア取引を進める」という表現は使っていない。ロンドン市は、人民元取引について時差の面で欧州市場とアジア市場との補完を売り物としているが、東京市場の場合は、貿易や直接投資といった実需面での規模が、今後の潜在性として考えられよう。

実際、2010年の中国の日本からの輸入金額は1,767億ドルで、輸入金額全体の12.7%を占めている。このため、中国企業による日本企業からの輸入決済が人民元建てで進めば、東京市場で人民元預金が蓄積される可能性があり、人民元建て債券発行の原資となっていく

シナリオが考えられる。また、今後、債券発行で調達した人民元が直接投資という形で中国本土に還流していくシナリオも考えられる。2011年の中国向け対内直接投資では、日本は63.5億ドルと、中国から見て香港、台湾に次ぐ世界第三の投資国である。

人民元を使えることも国際金融センターとしての魅力や競争条件に加えられつつある現在、日中金融協力合意を背景とした東京市場を活用した人民元建て資金調達・運用の行方が注目される。

(注1) 人民元建て対内直接投資と香港での人民元建て起債に関しては、関根栄一「動き始めた中国の人民元建て対内直接投資」『野村資本市場クォーターリー』2012年冬号を参照。

(注2) 中国のパンダ債の発行制度に関しては、関根栄一「中国における非居住者人民元建債券(パンダ債)市場の現状と課題」『資本市場クォーターリー』2006年夏号を参照。

(注3) いずれも2011年12月30日付中間レート1元=123円で計算。

(注4) 英国財務省プレスリリース：
http://www.hm-treasury.gov.uk/press_04_12.htm

香港金融管理局プレスリリース：
<http://www.hkma.gov.hk/eng/key-information/press-releases/2012/20120116-3.shtml>

(注5) https://www.cityoflondon.gov.uk/Corporation/LGNL_Services/Business/Business_support_and_advice/Promoting_the_City/China/RenminbiBusiness.htm